

# 森川税理士事務所報酬基準 (消費税抜)

(平成29年4月1日現在です)

## 1. 顧問報酬 (月額)

別紙の表を参照してください。

## 2. 決算書・申告書作成

### (1) 個人

記帳の関与先	顧問報酬月額 of 6ヶ月
--------	---------------

決算のみの関与先	顧問報酬月額 of 9ヶ月
----------	---------------

### (2) 法人

記帳の関与先	顧問報酬月額 of 6ヶ月
--------	---------------

決算のみの関与先	顧問報酬月額 of 9ヶ月
----------	---------------

### (3) 中間申告 (個人の予定納税減額申請を含む)

上記決算申告の規定を準用します。

(4) 予定申告	0円
----------	----

### 3. 消費 税

#### (1) 月額報酬

簡易課税業者	税込経理方式	顧問報酬の15%相当額
	税抜経理方式	顧問報酬の20%相当額
本則課税業者	税込経理方式	顧問報酬の25%相当額
	税抜経理方式	顧問報酬の30%相当額

#### (2) 確定申告

個 人	記帳の関与先	消費税月額報酬の6ヶ月
	決算のみの関与先	消費税月額報酬の9ヶ月
法 人	記帳の関与先	消費税月額報酬の6ヶ月
	決算のみの関与先	消費税月額報酬の9ヶ月

#### (3) 中間申告

上記決算申告の規定を準用します。

(4) 予定申告 0円

#### 4. 年 末 調 整

基本料金	個 人	15,000円
	法 人	15,000円
人数加算	一人当り	1,500円
法定調書	基本料金	10,000円
	加算料金	内容により適宜加算。

#### 5. 償却資産の申告

基本料金		10,000円
加算料金	1枚当り	2,000円

#### 6. 確定申告書の作成

給与、配当		18,000円
給与、配当、不動産		36,000円

お手数のかかる申告書については、ご相談の上適宜加算させていただきます。

## 7. 相続税

### 〈 遺産総額 〉

5千万円未満	300,000円
6千万円未満	400,000円
7千万円未満	500,000円
8千万円未満	600,000円
9千万円未満	700,000円
1億円未満	800,000円
2億円未満	1,100,000円
3億円未満	1,200,000円
4億円未満	1,400,000円
5億円未満	1,600,000円
6億円未満	1,800,000円
7億円未満	2,000,000円

7億円以上1億円増すごとに20万円を加算させていただきます。

資料収集、調査研究などに時間を要する事案については、ご相談の上適宜加算させていただきます。

## 8. 贈与税

### 〈 取得財産金額 〉

100万円未満	35,000円
300万円未満	60,000円
500万円未満	100,000円
1千万円未満	120,000円
2千万円未満	150,000円
3千万円未満	180,000円
5千万円未満	250,000円

1千万円増すごとに30,500円を加算させていただきます

資料収集、調査研究などに時間を要する事案については、ご相談の上適宜加算させていただきます。

## 9. 譲渡所得

### 〈 譲渡収入金額 〉

3千万円未満	50,000円
3千万円以上	75,000円
5千万円以上	100,000円
8千万円以上	140,000円
1億円以上	200,000円
2億円以上	250,000円
3億円以上	300,000円

最低35,000円とさせていただきます。

資料収集、調査研究などに時間を要する事案については、ご相談の上適宜加算させていただきます。

## 10. 修正申告

### 申告書作成料

法人（1期分）	30,000円
相続	30,000円
個人（1年分）	15,000円

資料収集、調査研究などに時間を要する事案については、ご相談の上適宜加算させていただきます。

## 11. 立会い料（日当）

税務調査の場合は1日40,000円を目途にご相談させていただきます。

## 12. 相談料

口頭によるもの	20,000円
書面によるもの	20,000円～100,000円

経営力向上計画認定：申請機械1台当たり50,000円（概ね100,000円上限）  
を目途にご相談の上ご請求させていただきます。

\*顧問契約のお客様は申請機械1台当たり30,000円（概ね50,000円上限）